

駐車場の名称

駐車場管理者

添付図書 (施行規則 第1条)	<input type="checkbox"/> 路外駐車場の位置を表示した1/10000以上の地形図  <input type="checkbox"/> 路外駐車場の区域、自動車の出入口、車路・施設、駐車場附近の道路並びにその道路内の施行令第7条第1項に規程する道路の部分及び橋を表示した縮尺1/200以上の平面図
道路交通法 第44条 関係	<input type="checkbox"/> (第1項) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネルではないか  <input type="checkbox"/> (第1項) 交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内の部分ではないか  <input type="checkbox"/> (第1項) 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分ではないか  <input type="checkbox"/> (第1項) 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分ではないか  <input type="checkbox"/> (第1項) 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）ではないか  <input type="checkbox"/> (第1項) 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分ではないか
出入口 (施行令第7条)	<input type="checkbox"/> (第1項) 横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から5m以内でないか  <input type="checkbox"/> (第1項) 幼稚園、小学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、緑石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の道路の部分を含む。）ではないか  <input type="checkbox"/> (第1項) 橋ではないか  <input type="checkbox"/> (第1項) 接続する道路の幅員が6m以上か  <input type="checkbox"/> (第1項) 接続する道路の縦断勾配が10%以下か  <input type="checkbox"/> 路外駐車場の前面道路が2以上ある場合においては、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けているか（歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などは除く）  <input type="checkbox"/> 駐車の用に供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔が10m以上あるか（前面道路に中央分離帯等がある場合を除く）  <input type="checkbox"/> 出入口において自動車の回転を容易にするため必要がある場合、1.5m以上の隅切りがあるか  <input type="checkbox"/> 出口から2m後退した車路の中心線上1.4mの高さで左右60°以上見渡せ、歩行者等視認できるか(参考：出口から2m後退し視認できる出口幅＝一方通行で約6.9m以上・相互通行で約9.7m以上)

■ 駐車場法における技術的基準(路外駐車場)

(2)

車路 (施行令第8条)	<input type="checkbox"/> 自動車が円滑かつ安全に走行することができること
	<input type="checkbox"/> 車路の幅員が相互通行は5.5以上あるか、一方通行は3.5m以上あるか(一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分2.75m以上)
特殊の装置 (施行令第15条)	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める認定を受けているか(認定書・特殊装置設置計画書)

※ 建築物の場合のみ、次の基準も確認

添付図書	施行規則第1条	<input type="checkbox"/> 1/200以上の各階平面図(できれば屈曲部などがわかる詳細図も)
		<input type="checkbox"/> 2面以上の立面図(1/200以上)
		<input type="checkbox"/> 2面以上の断面図(1/200以上)
※確認に必要		<input type="checkbox"/> 照度計算書
		<input type="checkbox"/> 換気計算書
		<input type="checkbox"/> ※建築確認書(構造及び設備の基準は建築基準法等の法令の規程で定める技術的基準によらなければならない(法第11条))
車路 (施行令第8条、基準法第2条第1号)		<input type="checkbox"/> はり下の高さは2.3m以上であるか
		<input type="checkbox"/> 屈曲部は自動車を5m以上の内法半径で回転させることができる構造であるか
		<input type="checkbox"/> 傾斜部の縦断勾配は17%を超えていないか
		<input type="checkbox"/> 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか
車室 (施行令第9条)		<input type="checkbox"/> はり下2.1m以上あるか
避難階段 (施行令第10条、基準法施行令第123条1項他)		<input type="checkbox"/> 直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代る設備をもうけているか
防火区画 (施行令第11条、基準法第2条第7号他)		<input type="checkbox"/> 給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合、当該施設と駐車場を耐火構造(建築基準法第2条第7号)の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第112条第1項)を設けているか
換気装置 (施行令第12条)		<input type="checkbox"/> 内部の空気を床面積1m <sup>2</sup> につき毎時14m <sup>3</sup> 以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けているか(ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上であるものは除く)
照明装置 (施行令第13条)		<input type="checkbox"/> 車路の路面が10ルクス以上、駐車の用に供する床面が2ルクス以上あるか
警報装置 (施行令第14条)		<input type="checkbox"/> 自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けているか

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)に係る (3)  
 特定路外駐車場の基準の確認

添付図書	<input type="checkbox"/> バリアフリー新法第12条第1項のただし書きに基づく路外駐車場設置届出書に添付する書面(第2号様式)
(車路外駐車場使用者用施設 (省令第2条))	<input type="checkbox"/> 車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設(車いす用駐車施設)を一つ以上設けているか ◆ 車いす用駐車施設は次の基準を満たしているか <input type="checkbox"/> 幅は350cm以上あるか <input type="checkbox"/> 車いす用駐車施設又はその附近に、車いす用駐車施設の表示をしているか <input type="checkbox"/> 省令第3条に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか
(移動等円滑化経路 (省令第3条))	<input type="checkbox"/> 車いす用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(移動円滑化経路)となっているか ◆ 移動円滑化経路は次の基準を満たしているか <input type="checkbox"/> 段を設けていないか(傾斜路を併設する場合は除く) <input type="checkbox"/> 出入口の幅は80cm以上あるか <input type="checkbox"/> 通路の幅120cm以上あるか <input type="checkbox"/> 通路50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けているか <input type="checkbox"/> 傾斜路の幅は120cm(段に併設するものは90cm)以上あるか <input type="checkbox"/> 傾斜路の勾配は1/12(高さが16cm以下のものは1/8)を超えていないか <input type="checkbox"/> 傾斜路の高さが75cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える場合、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか <input type="checkbox"/> 勾配が1/12を超える傾斜、高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜の該当部分に手すりを設けているか
特殊の装置(省令第4条)	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める認定書の写しを添付しているか(認定書・特殊装置設置計画書)

■福祉のまちづくり条例(駐車場)

(車路外駐車場使用者用施設 (省令第2条))	<input type="checkbox"/> 高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には車いす用駐車施設(次の基準を満たすもの)を1以上設けているか <input type="checkbox"/> 幅は350cm以上あるか(推奨:奥行き6m以上、両側に1m以上乗降用スペースを設ける) <input type="checkbox"/> 高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか <input type="checkbox"/> 区画面及び付近の見やすい位置に、車いす用駐車施設である旨をJIS適合図を用いて表示又は表示する標識を設けているか <input type="checkbox"/> 駐車場の出入口の付近の見やすい位置に、車いす用駐車施設を設けた旨をJIS適合図を用いて表示し、車いす用駐車施設へ誘導する案内板を設けているか(ただし、当該出入口から車いす用駐車施設の位置を容易に視認できる場合は除く)
---------------------------	--